

一九二〇—三〇年代のインドネシアの国際収支—植民地的流出とその政治経済的背景

一 はじめに

近代における植民地からの本国への富の流出は、一六世紀に始まるスペインによる重商主義的収奪から一九世紀末以降のイギリスに代表される帝国主義的支配まで、色々な形態をとりながらも、明々白々の事実である。なんとすれば、そもそも、植民地獲得の経済的動機は、第一にその資源（産物を含む）を独占すること（商業資本による貿易利得が目的）、第二にそこに市場を確保すること（産業資本による自国品販売利益が目的）、そして第三に、その安価な生産要素を利用すること（植民地資本による現地生産利潤が目的）にあり、上記の目的

内 藤 能 房

を達成しえない場合には、軍事上の特別な便益を前提としない限り、本来、植民地獲得はあり得ないからである。オランダの植民地支配下にあったインドネシアでは、この三者の資本がどれも単独で存在したことはなかったが、少くとも一八七〇年以降の時期については、第三番目の植民地資本が明らかに優勢であり、同時期の植民地政策を決定づけたのもこの資本の利害であったと言つてよい。

インドネシアのこの時期における流出問題については、J・ヘルデレン (J. van Gelderen) が『熱帯植民地国家経済学講義』(一九二七年刊)で、またJ・H・ブーケ (J. Herman Boeke) が『二重社会の経済学と経済

政策』(一九五三年刊)等で論じている。⁽¹⁾ ヘルデレンは貿易収支を主たる考察の対象としており、しかも、「蘭領東インドの輸出超過は主として、一カ年に流出した利益および利子の額から、同期間に物の形で流入した新規投資額を控除した差額である」と国際収支について誤った理解を示している。⁽²⁾ 一方、ブーケは、国際収支については正確な知識を有しているものの、植民地的「流出」については、流出という用語を幾つかの意味に分類し、その異った意味ごとに検討を加えながら、結局のところ、問題は植民地的流出にあるのではなく、経済的な二重構造にある、と結論づけている。⁽³⁾

植民地期インドネシアの経済社会を経済的二重構造という概念で把握することが適切かつ学問的に生産的であるかどうかは、差し当っておいておくとして、筆者は、むしろ、植民地的流出現象を生み出す政治権力の存在ならびにその介在による強いられる経済取引こそ、経済的な二重構造(ブーケのいわゆる「二重経済」)の根源ではないかと考えている。

本稿は、こうした筆者の推測を確かめるひとつの準備作業として、時期的長さとしては必ずしも充分ではな

いが、資料的に入手可能な一九二〇—三〇年代の植民地期インドネシアの国際収支構造を明らかにすると同時に、その背後にある力学について若干の考察を加えるものである。なお、最後に上記の分析・考察の結果がブーケの「二重経済」論とどのように関連するかについても言及し、結びにかえたい。

二 一九二〇—三〇年代の国際収支

第1表は、インドネシア(蘭領東インド)以下、蘭印と略記する)の一九二五—三九年の国際収支表である。国際収支とはある国(または外に対して経済単位としてまとまった一定の地域)の一定期間(通常一年間)における対外経済取引に伴う国境(または一定の経済区域)を越えた金の流れの収支バランスを示すものであるが、もとより、その金の流れの背後にある財、サービスおよび要素(資本ならびに労働)の全体としての取引が記録されている。財、サービス、資本等がどのように取引され、結局のところ、全体としての金(か)がどのように流れ、結局のところ、全体としての金(か)がどのように流れ、かを見るには、同表はややわかりにくいので、対外取引に伴う金の流れの全体像をより捉え易くするために、現

行のIMF方式に近い形に整理し直してみると、第2表のように概括できる。

第2表によると、ブーケが自論の「二重経済」論を展開・拡張する上でその基礎的素材とした一九二〇—三〇年代の蘭印の国際収支の構造はおよそ以下のようなものであったと要約できる。

ものの取引の帳尻としての貿易収支は一貫して輸出超過で、とりわけ二〇年代は巨額の外貨を稼いでいる。

次に、運輸、旅行、投資収益、その他(特許権使用料等)からなる貿易外の収支は、貿易収支とは逆に一貫してマイナスを記録している。わけても、直接投資に基づく利子、配当金、ならびに支店収益(主として貿易に係わるもの)と長期の借款利子から構成される「投資収益」は年々、相当額の流出となっている。

さらに、対価を伴わない取引についての移転収支も一貫してマイナスを続けている。この内容は、在蘭印の外人による海外送金と退職して本国へ帰ったオランダ人への年金支払である。

以上が経常的な対外取引に係わるもので、経常収支は、第2表に明らかなごとく、一九二九—三三年の五年間と

一九三八年を除いて黒字を計上している。

他方、資本の移動に係わる資本勘定については、長期資本収支が一九三〇—三四年の五年間以外はすべて赤字で、長期資本の流出が流入を上回っていたことになる。

長期資本取引の内容は、長期投資の受入れ、債務の償還、証券の購入(証券投資)、生命保険料の支払から成っており、長期資本収支がマイナスの年は、債務返済、証券購入、保険料支払という資金流出額が蘭印に対する新規の長期投資額を上回っていたことになる。

現行の国際収支統計では短期資本収支、誤差脱漏の額がそれぞれ示され、最後に総合収支が明らかとなる一方、それに対応する形で公的部門および為替銀行部門の流動的な対外資産・負債の増減を示す金融勘定の中味が提示されるのであるが、ここでは、貨幣用金の売買の一部が別個に数字で示されているほかは、短期資本と誤差脱漏と金融勘定が分離されないまま計上されている。従って、現在の意味で正確な総合収支を語ることは不可能であるが、一九三〇—三六年の七年間と一九三八年は、貨幣用金を売却して、つまり今日風に言えば外貨(準備)を取りくずして、全体としての赤字をファイナンスしていた

IV. Total, item 16 to 19	1,825	1,613	1,672	1,610	1,506	1,203	761	551	477	509	478	602	996	701	803
20. Gold*	8	8	7	5	5	5	44	46	36	26	58	21	21	21	53
21. Silver coin	10	6	16	29	11	16	1	1	9
22. New long-term investments	82	48	35	103	59	180	103	93	117	151	8	12	23	12	18
23. Increase Governments short-term debt
24. Other short-term credit items
and unexplained differences	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
V. Total, items 20 to 24	90	56	42	120	291	256	184	232	181	206	85	49	47	189	122
VI. Grand Total	1,915	1,669	1,714	1,730	1,797	1,459	945	783	658	715	563	651	1,043	890	925

Key: - zero.
 * Including changes in earmarked gold from 1935 on. Prior to that year these changes are included in items 15 and 24.

not stated separately, included in items 15 and 24.
 x net balance of reverse sign of corresponding credit or debit item.

(出所) W. M. F. Mansvelt/P. Creutzberg, *Changing Economy in Indonesia* (Vol. 5): National Income, (Martinus Nijhoff, The Hague, 1979), p. 99.

と考えてはば間違いなからう。(4)

次に、外国資本の国際収支に与える影響という側面に限って、より詳細に検討して見ると以下のようになる(第3表参照)。

まず証券取得(直接投資ならびに証券投資)の果実としての配当および債権取得に対する報酬としての利子という「投資収益」、次いで債務元本の返済、さらには多くの場合、海外からの投資に関連する技術移転に係わる特許料支払を含めると、全体として一九二五—三〇年は年々三—五億ギルダの規模で、それ以後も毎年一—

二億ギルダが国外に流出している。これに対して、長期資本の流入は、すでに見たように、一億ギルダを超えたのが数年たらずで、しかもそれが最も多額であった一九三〇年ですら、流出した配当額を下回っている。も

っとも、一九二九年の世界恐慌後の不況下で企業収益が極端に悪化した三〇年以降三四年までは、内部留保も確保し難く、一年遅れで影響を蒙る配当送金額は極端に削減され、長期投資額を大幅に下回っている。しかし、全体として云えば、第3表に明らかなく、一九二五—三九年で、長期投資の流入額が外国資本に係わる流出

第2表 蘭領東インドの国際収支概括表, 1925—39

(単位: 100万ギルダー)

年次	經常収支				長期資本	長期投資	債務償還	証券投資	短期資本ならびに誤差脱漏	(金融勘定) 貨幣用金	
	貿易収支	貿易外収支	投資収益	移転収支							
1925	958	△441	△371	△38	479	△18	82	△42	△34	△447	14
26	681	△510	△419	△39	132	△56	48	△40	△41	△55	21
27	727	△529	△385	△40	158	△67	35	△40	△36	△75	16
28	554	△498	△367	△40	16	△23	103	△51	△36	22	15
29	318	△433	△329	△41	156	△62	59	△55	△33	227	9
30	253	△365	△270	△40	△152	79	180	△43	△25	71	△2
31	150	△221	△153	△41	△112	34	103	△33	△15	27	△51
32	160	△209	△120	△42	△91	17	93	△47	△10	22	△52
33	141	△173	△110	△43	△75	36	117	△58	△6	△13	△52
34	199	△138	△110	△40	21	89	151	△45	△4	△165	△55
35	172	△125	△108	△33	14	△37	8	△33	△4	△45	△68
36	247	△105	△125	△44	98	△36	12	△34	△6	△90	△28
37	445	△172	△157	△51	222	△22	25	△26	△13	△175	25
38	168	△233	△220	△53	△118	△49	12	△40	△13	155	△12
39	261	△170	△179	△60	31	△43	18	△41	△12	19	7

(出所) 第1表の数字にもとづく筆者の再集計による。

第3表 蘭領東インドの外国資本の国際収支に与える影響と国内の資本形成, 1925—39

(単位: 100万ギルダー)

年次	流出額					流入額 長期投資	企業の租固定 (うち) (うち)			
	配当等	利子	元本返済	特許料等	計		内部留保	資本形成	民間	資本財輸入等対外支出
1925	279	92	42	45	456	82	100	208	190	100
26	329	90	40	60	519	48	71	236	213	111
27	302	83	40	54	479	35	86	251	226	112
28	287	80	51	47	465	103	71	319	294	157
29	250	79	55	36	420	59	43	301	270	142
30	189	81	43	24	337	180	21	239	203	107
31	64	89	33	20	206	103	—	114	97	45
32	35	85	47	16	183	93	—	56	49	20
33	21	89	58	14	182	117	—	33	28	14
34	20	90	45	14	165	151	—	31	28	13
35	28	80	33	14	155	8	14	31	29	14
36	49	76	34	16	175	12	29	50	48	21
37	89	68	26	20	203	25	n. a.	85	78	46
38	167	53	40	27	287	12	n. a.	94	89	54
39	125	54	41	22	242	18	n. a.	109	101	63

(出所) CEI シリーズ第3巻『固定資産に対する支出』の各表ならびに同第5巻『国民所得』66—68, 99ページ。

額を上回った年は一年もなかったのである。加えて、インドネシアにおける企業活動の成果としての純収益のうち、企業の内部留保として再投資に向けられる部分は相対的に少なく、ほとんど国外に流出する利子額・配当額等の大きさは圧倒的であった。つまり、この時期、オランダを中心とする外国資本は企業収益の大きな部分を配当として吸い上げ、再投資分は低く抑えられていたのである。ただし、世界的不況で金余りであった一九三〇—三四年には、蘭印における投資活動が減退していたにも拘らず、多額の長期資金が（再投資かどうかは別として）流入しており、これが総合収支の赤字を減らすのに貢献したことは事実である。

いづれにせよ、以上の事実こそ、世に言われる「流出論」の国際収支面での現象であるが、われわれは、ただこの事実をもって「植民地主義」を糾弾し、このような現象が生じている国または地域の経済発展の可能性のなさを云々して事足れりとすべきではなく、かかる現象の背後に横たわる固有の構造ならびに力学をこそ明らかにし、もってかかる国または地域の経済発展を阻害していた真の原因を摘出しなければならない。

三 一九二〇—三〇年代の国際收支構造の

背後にあるもの

一九二〇—三〇年代の蘭印の国際收支の特徴は、すでに明らかにしたように、第一に貿易収支の大幅な黒字、第二に主として「投資収益」の流出による貿易外収支の一貫した赤字、そして第三に投資収益等の外国投資に関連した資金の還流を下回る長期資本の流入であった。

このような特徴をもたらしたものは、外国資本、とりわけオランダ資本による輸向けプランテーション⁽⁶⁾ならびに鉱業企業の所有・経営にあった。ちなみに一九三七年時点でのインドネシアに対する直接投資残高はほぼ14億ドル（35億ギルダー）と推計され、うちその7割強がオランダによるもので、しかもそのほぼ6割強が砂糖、ゴム等の農林関連の投資であった。（国籍別投資残高、オランダの対蘭印投資の産業別構成、さらには各国の農業プランテーション投資の国籍別、作物別等の内訳については付表1—3を参照）。

貿易収支の大幅な黒字の源動力となったのは、これら外国資本所有のプランテーションならびに鉱山（石油を

付表1 蘭印における国籍別投資高 (1937年)
(単位: 100万ドル)

国 籍	投 資 高	割 合
オランダ (うち華僑)	1,040 (500)	73
イギリス	200	14
アメリカ	95	7
フランス	35	2
日本	12	1
ドイツ	10	1
イタリア	10	1
ベルギー	9	1
合 計	1,411	100

(出所) H. G. Callis,
Foreign Capital in Southeast Asia. 1ドル=2.5ギルダーで換算。

含む)が生産する農・林・鉱産物の輸出であった。一八七〇—一九四〇年の蘭印の輸出品内訳は第4表に見られるとおりである。一八八〇年代にコーヒーに代わり輸出額第一位の地位を確保した砂糖が大恐慌後の一九三〇年代にゴムと石油にその地位を決定的に奪われるまで、蘭印輸出の中心的存在であったことは周知のとおりである。なお、一九三〇年以降、農林産物輸出額に占める住民作物(プランテーション生産に対するもの)のシェアが3割以上に高まったが、輸出額全体に占める農林産品の

付表2 戦前のオランダの対蘭印民間
企業投資

(単位: 100万ギルダー)

企 業 別	投資額①	割合(%)	ドル換算③
(1) 農 業	1,200	45.6	652
砂糖	400	(15.2)	217
ゴム	450	(17.1)	245
その他の農園	350	(13.3)	190
(2) 農 業 銀 行	274	10.4	149
(3) 鉱 業	510	19.4	277
石 油	500	(19.4)	272
錫	10	(0.4)	5
(4) 交 通・運 輸	250	9.5	136
海 運	100	(3.8)	54
鉄 道②	150	(5.7)	82
(5) 公 共 事 業②	100	3.7	54
(6) 工 業	50	1.9	27
(7) そ の 他	250	9.5	136
合 計	2,634	100.00	1,431

(注) ① 正式にオランダ籍の華僑投資分を含む。② 政府投資を含まない。③ 1ギルダー=0.54ドル, 単位100万ドル。

(出所) A. S. Keller, "Netherlands Indies as a Paying Proposition," *Far Eastern Survey*, 1940, 1, p. 17.

シエアが、すでに見たように低下している、これら外国企業が輸出外貨の獲得に貢献し続けたと見て差支えない。ところで、これらの外国資本がインドネシアでプランテーションという形で生産活動を行いうるためには十分な土地と労働力の確保が前提となる。とりわけ土地の長期的・安定的供給は絶対的必要条件であった。コーヒーと砂糖きびを除いて、熱帯農産物の強制栽培が廃止された一八六〇年代、オランダ資本によるますます強まる上

付表3 大規模農園投資額 (1918年)

(単位: 100万ギルダ)

A 作物別		投資額	割合 (%)
砂糖	糖	850	47
タバコ	コ	125	7
ゴム, 茶, キニーネ, コーヒー		848	46
合計		1,823	100

(単位: 100万ギルダ)

B 国籍別		投資額	割合 (%)
オランダ	ダス	1,219	67
イギリス	僑	247	13
中華	本	207	11
ベルギー	ス	36	1.9
日本	カ	29	1.5
フランス	ツ	28	1.5
アメリカ	他	28	1.5
ドイツ		8	0.4
その他		22	1.1
合計		1,823	100

C 大規模農園にたいする国籍別投資割合 (%)

国籍名	作物別					
	砂糖	ゴム	タバコ	茶	コーヒー	
オランダ	81.8	35.4	89	60	76.6	
中華	16.6	1.6	1.5	6	3.3	
イギリス	—	40.4	5.0	30	13.3	
ベルギー	—	5.8	—	1.5	2.5	
フランス	—	5.2	—	—	3.2	
日本	—	3.6	—	—	—	
アメリカ	—	5.7	—	—	—	
ドイツ	—	—	—	3.0	—	

(出所) 国会図書館蔵、『南洋協会雑誌』、大正13年8月号、22~23ページ。
 滿鉄東亞経済調査局、『領領印度に於ける華僑』、229~230ページ。

記の要請に政庁が答えた形となったのが一八七〇年のいわゆる「土地二法」の制定であった。同法の要点は、インドネシア人の占有地がインドネシア人以外に譲渡されることを禁止しつつも、私企業ブランテーションが必要とする土地を政庁より永借地(最高75年)することおよ

びインドネシア人から賃借することとにある。さらに、同令第一条の「一八七〇年四月九日法律(一八七〇年法令公報第一一八号—農地法のこと)第二および第三規定による場合以外は、他人により所有権の立証されない土地はすべて国有地とみなすという原

第4表 蘭領東インドの品目別輸出額推移, 1870—1940

(単位: 100万ギルダー、カッコ内%)

年次	品目	コーヒー	コブラ	ゴム	砂糖	茶	煙草	錫	石油	その他	計
1870		44 (41)	—	—	32 (30)	2 (2)	4 (4)	7 (6)	—	19 (18)	108 (100)
80		60 (34)	—	0.2 (0)	49 (28)	2 (1)	16 (9)	10 (6)	—	38 (22)	175 (100)
90		37 (21)	2 (1)	0.3 (0)	52 (30)	2 (1)	32 (18)	9 (5)	0 (0)	41 (23)	175 (100)
1900		35 (14)	10 (4)	0.4 (0)	74 (29)	4 (2)	32 (12)	24 (9)	5 (2)	74 (29)	258 (100)
13		23 (3)	55 (8)	24 (4)	157 (23)	22 (3)	92 (14)	37 (6)	113 (17)	148 (22)	671 (100)
20		52 (2)	93 (4)	194 (9)	1,050 (47)	40 (2)	170 (8)	65 (3)	310 (14)	254 (11)	2,228 (100)
30		36 (3)	77 (7)	173 (15)	254 (22)	70 (5)	59 (5)	58 (5)	190 (16)	243 (21)	1,160 (100)
40		8 (1)	12 (1)	332 (38)	53 (6)	49 (6)	38 (4)	82 (9)	170 (17)	138 (16)	882 (100)

(出所) 1870—1930: Furnivall, J. S., *Netherlands Indva: A Study of Plural Economy*, London, Cambridge Univ. Press, 1939, pp. 171, 336—337.
1940: *Indisch Verslag 1941*, Deel II, 1941, pp. 355—357 (247 A).

則をひき続き維持する」とした規定(いわゆる「国有地宣言」)は、政府が永借地権下附の対象となる土地を確保できるようにするために決定的に重要なものであった。

このようにして、私企業プランテーションは、政府からの永借地権の取得とインドネシア人からの土地賃借という二つの新しい土地獲得の方法を得られることとなり、借地期間ならびに物権取得の両方の点で土地確保が容易となった。⁽¹⁰⁾

従来オランダ植民地統治が、「安寧と秩序」(Trust and Order)を旨として、インドネシアの諸資源を利用して出来るだけ大きな利益を上げることを目的としながらも、現地の社会構造を出来るだけ保持しようとしたのに対して、一八六〇年代に顕著になった「いかにして、民間企業家に対して必要とする土地を付与し、他方インドネシア人が土地の上に行使する諸権利を尊重しさらにこれを強固にすべきか」という当時の「植民地問題」を、上記の内容をもつ農地立法という形でいちおう解決した政府の姿勢は、明らかに従来からの政策からの転換を示すものであった。⁽¹¹⁾

この意味において、一八七〇年は画期であり、同年の農地二法の制定は、インドネシア(就中ジャワ)における私企業プランテーション経済の本格的展開に道を開くものであったと言える。事実これ以後、私企業プランテ

ーション、とりわけ糖業資本がジャワで住民の土地と労働力を確保することを容易にする立法措置が次々と講ぜられた（一八七一年の借地条例とその後の諸改定、一八八六年の収穫物担保条例、そして一九一八年の新借地条例等々）。

以上のように、貿易収支の大幅な出超を実現させたものは、外国資本の私企業プランテーションにはかならなかったが、これらによる輸出向け生産の背後には、半ば強制力によって安価な土地と安価な労働の供給を可能ならしめた植民地権力の存在があったことを忘れてはならない。

他方、貿易外収支の一貫した赤字の主要原因であり、植民地的流出の元凶たる「投資収益」はどのように確保されたのであろうか。

蘭印におけるプランテーション経営は、前述のとおり、政庁から永借地した土地に茶、コーヒー、ゴムなど主として多年生の作物を栽培する形態と、現に農民が利用している耕地を賃借して砂糖きびなり煙草なりを栽培し、それを自己所有の工場で製品化する（ジャワの糖業プランテーションはその典型的なもの）といった形態に大別

できる。いずれにせよ、一九二五—三九年の一五年間に総額およそ三五億ギルダーに及ぶ「投資収益」を可能にしたのは、既述のとおり、植民地政治権力の介入による低廉な土地調達コストと労働コストであったことは間違いない⁽¹²⁾。

ここでは、その点について、少くとも一九三二年頃まで投資収益の最大部分を占めたと考えられる糖業プランテーションに関して、若干の傍証を試みよう。

ジャワにおいて糖業の生産工程を組織・管理した経営主体は、すでに闡説したように、主としてオランダ資本の近代的大企業であった⁽¹³⁾（付表3参照）。しかも、ジャワ糖業企業のひとつは株式会社社の形態をとり、かつその多くが「クルチュール・バンク」⁽¹⁴⁾と総称される金融資本の直接的所有もしくは金融的支配のもとに置かれていた。

かかる糖業プランテーションが、ジャワ農民から栽培用地をどのようなやり方で賃借し、また栽培ならびに工場労働力をどのように調達したかについて、われわれが本稿で対象としている一九二〇—三〇年代について必ずしも明らかでない。しかしながら、糖業の最大を中心

地であったスラバヤ南部とジャワ東端部のブスキにおける一九世紀末から二〇世紀初めの実状については、植村泰夫氏の二つの論文に詳しい⁽¹⁵⁾。これによると、水田の共同体的占有が支配的であったスラバヤ南部の場合、糖業プランテーションは周年灌漑田を植民地行政の最末端に位置する村長の仲介により一括借地し、三年輪作法により栽培を展開した。借地の拡大は住民の貧困につけ込んでなされ、また栽培に投入される大量の労働力は著しい低賃金で雇用された⁽¹⁷⁾。他方、個別的な土地占有が優勢であったブスキ地方では、三年輪作法を採る砂糖きび栽培用の水田確保は基本的には個人ベースで行なわれたが、村長あるいはしばしば郡長の権威を動員することが多く、住民の現金不足に乗じて極めて強引な形でなされた⁽¹⁸⁾。

以上のように、糖業プランテーションの栽培地確保については、土地の占有形態を異にする二地方間で、ある程度の差は存在しているが、税金支払等現金需要の増大と借金の返済に追われる慢性的現金不足の住民から、賃借料の前払で言わば水田提供を縛った形で借地する方式が横行していたことは共通している⁽¹⁹⁾。さらに、かかる条件下での賃借料が、金に余裕のある大土地占有者を除い

て、概して低く、土地を貸し出さなかった場合の予想所得より小さいことが両地方について計算値で示されている⁽²⁰⁾。一方、糖業プランテーションの労賃についても、増大しつつある水田非占有者⁽²¹⁾や自分の僅かな水田を糖業に貸出し、一時的ながら日雇労働者として働くことを余儀なくされた零細土地占有者の大群を前にして、供給過剰の経済原則が働いたことは想像に難くない。

以上の結果、糖業プランテーションは相当の収益をあげたことが予想される。個々の糖業プランテーションの年々の経営実績に関する統計を持ち合わせていない現在、このことを直接的に証明することは出来ないが、かかるプランテーションを所有したり、それに資本参加したり、前渡金によって委託契約を結ぶなど各種の方法で糖業企業を金融的に支配した主要クルチュール・バンクの収益状況からおおよそその判断は可能である。

ここでも、一九二〇—三〇年代の数字ではないが、第5表は主要クルチュール・バンクの糖業への関与形態とその収益性をみたものである。これによると、一九〇七—一二年の六年間を通算した資本金利益率 (B/A) は四社合算して二五・四パーセント、とりわけアムステルダム

第5表 主要クルチュール・バンクの糖業への関与とその収益性, 1907—1912

(単位: 企業数, 1,000ギルダー)

会社名	関与の形態 (1912)				純益総額とその処分 (1907—1912)				
	自 社 企 業	資本参加 (投資)	委託契約	計	払込み② 資本金(A)	純益(B)	株式/享益③ 証券配当等	B/A[%]	C/B[%]
蘭印農事会社	8	—	14	22	60,000	15,911	12,621	26.5	79.3
アムステルダム商業連合	8	—	2	10	53,750	25,122	7,657	46.7	30.5
王侯領栽培会社	4	11	6	21	61,590	10,532	7,381	17.1	70.1
植民銀行	2	9	2	13	48,750	5,420	4,036	11.1	74.5
ネーデルランド商事会社	9	7	21	37	n. a.	n. a.	n. a.	—	—
合計	31	27	45	103①	224,090	56,985	31,695	25.4	55.6

(注) ①当時、ジャワには製糖工場を有する 186 の糖業企業があったので、その 55% にあたるが、103 のなかにはアムステルダム商業連合所有の大製糖工場「ジャティロト」(東部ジャワのマラン近郊、1910年より生産開始)が含まれているので、103工場で当時の生産額の6割弱をカバーしている。

②計算の都合上、払込み資本金額の6年間の延べ金額となっている。

③無記名債権証券たる「享益証券」配当のほかに役員報酬ならびに年金を含む。

(出所) Helfferich, Emil, *Die Niederlandisch-Indischen Kulturbanken*, (Jena, Gustav Fischer, 1914), SS. 96—7, 134—35, 154—55, 174—75, 180—185.

商業連合の場合は四六・七パーセントと高い数字を示している。もとより、この数字が当時のオランダの他の産業あるいは他国の類似の産業のそれと比較してどの程度のものであるかは不明なので、この数字をもって何かを言うことは出来ない。ただ、純益の処分については、四社合算してその純益の半分以上が配当等に向けられていること、しかもアムステルダム商業連合を除いて、その他は七割以上の数字であることは注目すべきである。

以上、時期的には本稿の対象範囲とずれたが、多額な「投資収益」の背景を探ってみた。

四 結びにかえて——ブーケの「二重経済」論との関連

本稿は、ブーケの「二重経済」論そのものを対象として、それに検討を加えたものではないが、扱った事柄の性質上、当然のこととして、ブーケの「二重経済」論と係わりを持ち、場合によってはブーケの植民地期インドネシア経済社会認識と抵触するところもある。従って、以下では、本稿の分析・解釈の結果とブーケの「二重経済」論との関連を幾つかの点に限って言及することによ

って、結びにかえることにする。

ブーケは、周知のとおり、非ヨーロッパの社会経済構造の特質を、近代西欧のそれと対比して「二重経済」として把握、かかる二重経済社会を記述・説明するための「二重社会の経済理論」の独自性を主張する一方、植民地期インドネシアを例証として「二重経済」論を展開した。⁽²³⁾彼の「二重経済」論を集大成した観がある英文の著書『二重社会の経済学と経済政策—インドネシアによる例証—』のなかで、ブーケは二重性をもたらず唯一の真実で説得的な用語として、「資本主義対非資本主義」あるいは「資本主義対前資本主義」という対立概念をあげ、⁽²⁴⁾かかる二重性の最もよく現われる形は、「輸入された西欧資本主義が土着の前資本主義的な農業社会に浸透するが、土着の社会体制は—多少の損傷を免れないものの—その本質を保持し得る場合である。逆に言えば、その社会が資本主義的原理を採用できず、それを十分に展開できない場合である」としている。さらに、インドネシアでは、この二重構造は商品経済の浸透や政庁による各種の福祉政策の実施にも拘らず、その二重性ゆえに当分は解消不可能であると考えた。つまり、ブーケの理論にあ

っては、土着の前資本主義的社会体制が存続する根拠を、発展段階を異にする二つの「社会体制」の接触によって形成された「二重構造」そのものに見い出しているが、これでは、「輸入された資本主義」がなぜ前資本主義的な農業社会を変形しながらも、来るべき次の体制へ向けて解体させ得なかったかについて答えられていない。

他方、われわれは本稿において、一九二〇—三〇年代の蘭印の国際收支構造が外国（とりわけオランダ）資本によるプランテーション経営の所産であり、かかる私企業プランテーションの経営ならびに収益性を保証したのは、ほかならぬ植民地政治権力であったことを明らかにした。

つまり、外国資本プランテーションにとって、植民地政治権力の介在が低廉な土地と労働の供給を可能ならしめ、相対的に稀少な資本に対する報酬率を高いものにしてくれる。その際、イギリスの優位な力によってなかば強いられた形のオランダの「自由貿易」政策もまた、賃金財を最も安価な源泉から供給することを保証することでプランテーションの利益に貢献した。⁽²⁶⁾この結果、農園企業ないしクルチュール・バンク等の外国資本は、年々

の投資額を上回る配当収入を得、再投資される分より海外へ還流する分の方が多いということになった。

このようにして、すでに見た膨大な輸出額、農園企業ないしクルチュール・バンクの好収益にも拘らず、その果実が、植民地支配下の歪められた市場経済—そこでは土地ならびに労働の自由な取引に大きな制約が課せられている—のために、インドネシア人に還元される道がほとんど閉ざされていたのである。他方、住民農業の生産性の低さ—プランテーション産品作付の悪影響による—と同生産物に対する市場の小ささから、インドネシア人による充分大きな資本蓄積の可能性は乏しかった。この結果、民族資本家および企業家は育たず、一方、全般的な農民層分解の不徹底（もとより一部例外地域は存する）⁽²⁸⁾と近代的製造業の未発達によって近代的労働力（自由な労働を前提）の誕生も制約され、経済発展の民族的主体は不在のまま独立を迎えることになったと言えよう。

本稿における植民地期インドネシアの国際収支をめぐる解釈と上記の推論が正しいとするならば、ブーケの「二重経済」論に対して以下のような疑問を呈さざるを得ない。

第一に、ブーケの言う「輸入された資本主義」の担い手は私企業プランテーションにほかならなかったが、これらが、とりわけ自由な労働を欠くという点において、果して純粹の資本制的企業と考えてよいかという点である。これに関しては、つとに指摘されているように、ブーケの「二重経済」論においては、ほかならぬ政治権力を伴った資本の活動という「植民地主義」への自覚ないしは認識が不足しているように思われる。

第二に、ブーケのW・ゾムバルト (Werner Sombart) から引き継いだ体制観⁽³⁰⁾を前提としても、糖業（砂糖きびの栽培と砂糖生産）に巻き込まれたジャワの農村の経済を前資本主義と言いきってよいかどうか。

そして第三に、上記の二点と関連して敢えて言えば、一九世紀後半から二〇世紀前半のインドネシアの経済社会構造の実態を把握するためには、「輸入された西欧資本主義体制と土着の前資本主義体制との並存・分裂」という体制概念によるアプローチよりも、「外来資本主義をも含めた『資本主義』に巻き込まれた部分とその影響をほとんど受けなかった部分の複合」と言った社会構成体概念によるアプローチの方がより生産的ではあるまい。

か⁽³⁾。

「二重経済」論について、さらにその素材的背景となつた植民地期インドネシアにおける私企業プランテーションの具体的生産活動の内容と経営上の成果および現地住民のこれへの係わり方とその影響について、本格的な検討を加えるという大へん労多い作業が残されているが、筆者は次の機会に、「クルチュール・バンク」ならびにその支配下のジャワ糖業の資本・経営形態についてより詳細な分析を行う予定でいる。

- (1) Van Gelderen, J., *Voorlezingen over Tropisch-koloniale Staatshuishoudkunde*, Haarlem, 1927 (岩隈博訳『インドネシア経済の理論的分析』国際日本協会、昭和一七年—なお訳書では原著の表題を改訳している)。(同邦訳書一七—一四七頁) Boeke, J. H., *Economics and Economic Policy of Dual Societies as Exemplified by Indonesia*, Institute of Pacific Relations, 1953. (永易浩一訳『二重経済論』秋葉書房、一九七九年—訳書名は原著の意訳である)。(同原著一九七八年版一九五—二〇六頁。なお、ブーケはこれより先に、『東インド経済論』(一九四〇)やその改訂版たる『インドネシア経済論』(一九五三)での問題を扱っているが、ここでは後者の英語版である本文中の著書を参考とした。

(2) ヘルデレン前掲訳書一三四—一三六頁。

(3) ブーケ前掲原著(一九七八年版)二〇五頁。

(4) Creutzberg, P. and J. J. M. van Laanen, (ed.), *Changing Economy in Indonesia* (vol. 6): *Money and Banking* 1816—1940, p. 29 (表H) を参照。

(5) いわゆる「従属学派」の代表的論客であるA・G・フランクの場合(中心—衛星命題)が典型的にそうである。同じ従属学派でも、T・ドスサントスやS・アミンの場合には、外部に条件づけられた内部構造(ドスサントス)や世界市場に統合されたときの前資本主義構成体の性質(アミン)など、植民地社会の内部条件への一定の考慮が払われているが、やはり世界資本主義論的認識が先行して、内部条件への切り込みが不足しているように思われる。

(6) 一般に「エステート(企業)」という言葉が使用されてきたが、「エステートとは本来、土地資産(Landed property)を意味し、ジャワにおいて現地農民からの借地によって栽培された砂糖きびやタバコの場合、この用語は適当ではない。従ってここでは以下「プランテーション」という言葉を用いる。ただし糖業の場合には製糖工場も含めた意味で使用する。

(7) Mansvelt, W. M. F./P. Creutzberg, *Changing Economy in Indonesia* (vol. 1): *Indonesia's Export Crops 1816—1940*, pp. 38—39.

(8) 強制栽培制度の概要については、拙稿「強制栽培制度

に關する一考察』『オイコノミカ』第一四卷第三／四号(昭和五三年三月を)参照されたい。

(9) 一八七〇年に制定された農地法ならびに農地令を指す。農地法は一八五四年に制定された蘭印統治規則の第六二条

(一—三項)に五項目を追加した法律で、農地令はこれより具体的な規定を与えた法律である。詳しくは、J・H・ヘスリング著(多田芳雄訳)『爪哇及びマドゥラに於ける土地及びその關係事項』(東亜研究所、昭和一六年)一七二—三頁参照。

(10) 荒蕪地に限定された従来の借地は期間が最長二〇年と短かく、「質借権」は債権であつたので、これに「抵当権」を設定して金融機関から借入を受けることは不可能であつた。これに対して、「永借地権」は用益物権とされたので、これを担保として金融機関から借入れが可能となり、土地の確保が容易になった。

(11) 植民地政策の展開については、小林良正『東南アジア社会の一類型—インドネシア社会構成史』(日本評論社、昭和二四年)が明解である。

(12) この点については、アレック・ゴードン「インドネシア、プランテーション、「植民地後的」生産様式」、C・ハミルト／C・A・パローネ／A・ゴードンほか著(山崎カヲル編監訳)『周辺資本主義としてのアジア—従属パラダイムを超えて』(拓植書房、一九八六年)二三八—二四七頁が説得的である。

(13) プランテーションが大企業であらねばならなかった理由については、ブーケ前掲原著(一九七八年版)八七—八八頁が詳しい説明を与えている。

(14) 「クルチュール・バンクとは農業金融を営む銀行であるが、通常の農業銀行又は拓植銀行とは異って、蘭印に於いて経営せられる農耕企業の為に単に長期の資金を供給するを目的とするのみならず、他方に於いて、自ら農耕企業を所有経営することを以て其の特色とする特殊なる金融機関である」(宇野弘藏編「糖業より見たる広域経済の研究」一二七頁)。なお、クルチュール・バンクの活動については、Helfrich, Emil, *Die Niederländisch-Indischen Kurbanken*, (Jena, Gustav Fischer, 1914) を挙げておく。

(15) 植村泰夫「糖業プランテーションとジャワ農村社会——一九世紀末—二〇世紀初めのスラバヤを例として——」『史林』六十一卷三号(一九七八年五月)、同「糖業プランテーションとプスキ農村社会」『史林』六十六卷二号(一九八三年三月)。

(16) ジャワ糖業においては、キューバのアルバロ・レイノソ(Alvaro Reynoso)によって創始されたレイノソ法という耕作法が普及し、大量の労働力を投入し栽培地の管理を綿密に行なうことにより、単位面積当りの高収量を実現させた。

(17) 植村前掲第一論文四七頁。

- (18) 植村前掲第二論文、二九一—四〇頁。
- (19) ブーケ前掲原著(一九七八年版)九一—九三頁でも、同様の指摘がなされている。
- (20) 植村前掲第一論文六七頁、同第二論文四二—四四頁。もっとも、一九一八年の新借地条例では、二十一年半の長期借地の場合には少くとも五年毎に最低賃借料基準を決定し、これを下回らないようにすることが決められた。
- (21) 植村前掲第一論文四七頁。
- (22) 植村前掲第二論文四七頁。
- (23) ブーケの「二重経済論」に対しては、戦前、戦後を通じて、オランダはもとよりインドネシアを含む他の国々の各方面の学者、研究者からその方法論、事実認識、そして政策論的帰結について、すでに様々な批判がなされている(戦前に *W. F. Wertheim, W. F. et. al. (ed.), Indonesian Economics: The Concept of Dualism in Theory and Policy*, (W. van Hoeve Publishers, The Hague, 1966) 編集者序説(とりわけ一〇—二九頁)に詳し)。これらの批判には正鵠を得たものも少なくない。同時に、途上国の経済発展が容易に定着し難い現実に直面してゐる昨今、経済開発の進展を妨げる阻害要因が二重経済という形で内在していると見たブーケの着眼を生かす余地は残されていると考える研究者も出て来ている(たとえば、Stevens, A. M., *The Mystical World of Indonesia: Culture and Economic Development in Conflict*, (The Johns Hopkins Univ. Press, 1974) 第十三章。
- (24) ブーケ前掲原著(一九七八年版)十二頁。
- (25) ブーケ前掲原著(一九七八年版)四頁。
- (26) フランテーションのための安価な労働は、必要とあらばオランダ製造業の利益を犠牲にしても、安価にとどまらざるべきであった。
- (27) 悪影響の具体的内容については、植村前掲第一論文六八—七〇に詳し。
- (28) 植村前掲第二論文参照。
- (29) 板垣与一『アジアの民族主義と経済発展』(東洋経済新報社、昭和四十三年)一八四頁。
- (30) 「ある社会は、そこにおいて支配的な社会精神、組織形態、そして技術によって経済的に特徴づけられる」(ブーケ前掲原著(一九七八年版)三頁)とする体制観。
- (31) 複合の分け方は筆者とやや異なるが、『アミンの『世界的規模における資本蓄積』(Amin, Samir, *L'accumulation A L'échelle Mondiale*, Antropos, Paris, 1970) のなかの第二章「周辺資本主義構成体」で同様の視点を提示している。

(名古屋市立大学助教)